

大連市における隔離規定

JETRO大連事務所

2021年10月27日

※大連市における隔離規定は、今後の政策変更等により変更となる可能性があります。

本資料は、各スライド作成日時点で確認できた情報に基づいて整理したものです。

- ・ 本資料は情報提供のみを目的に作成しています。
- ・ 本資料はできる限り信頼に足る情報に基づいて作成しておりますが、その正確性は保証致しかねます。
- ・ 万が一、本資料で提供した内容に関連して、利用者が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

目次

- 外国から大連への渡航時の隔離規定 P3
- 日本から大連への渡航時の関連規定 P9
- 中国国内移動時の隔離規定 P18
- 日本に帰国／入国する際の関連規定 P19
- 大連市で求められる関連コード P27
- 参考資料 P28

外国から大連への渡航時の隔離規定(1)

2021年10月27日現在



※最終目的地が大連の場合

■大連到着の72時間前までに、所管社区（コミュニティー）に事前申告しなければならない。4月14日（同日含む）より、大連市が指定する施設で「21+7」の措置（大連市政府指定施設での21日間の集中隔离を終えた後、7日間の社区における健康観察）を行う。21日間の集中隔离後、大連市に固定住居がない場合、又は住居が隔離条件を満たさない場合（「一人一戸」の在宅隔離条件に符合しない場合）は依然として7日間の集中隔离を行う。ただし、入国者に乳幼児、妊婦、高齢者などがおり、集中隔离が難しい場合には、所管社区と調整のうえ、自宅隔離に変わるケースもある。渡航前に現地（大連）受入機関を通じて（P.5問い合わせ先）最新状況を確認することが望ましい。

■香港、台湾、マカオからの移動者は大連到着後、指定する施設で「21+7」（21日間の隔離を終えた後、7日間の社区における健康観察）を行う。大連市に固定住居がない場合、又は住居が隔離条件を満たさない場合、21日間の集中隔离後、さらに7日間の集中隔离を行う。

※渡航者全員に対する検査

21日間の集中隔离期間においては、3回のPCR検査と1回の血清抗体検査を行うものとし、期間中の3回目のPCR検査と血清抗体検査は21日目に実施する。7日間の社区健康観察期間では、1回のPCR検査を行い、7日目に実施する。関連費用は自己負担となる。

※大連を訪問、または大連に戻る入国者で、上述の規定に基づいてありのままの報告を行わず、そのことで疫病の感染伝播がもたらされた場合は、公安機関が法的責任を追及する。

(注1) **2020年3月28日0時から現在有効な訪中査証や居留許可を有する外国人の中国への入国が暫定的に停止され、9月28日0時から有効な3種類の居留許可を有する外国人の入境が許可された。** 詳細は本資料6～8ページをご参照。

(注2) 当日中に乗り続き便で大連から他地域に移動することはできない。（必ず大連で14日間の集中隔离を受けなければならない。）

(注3) 隔離時の宿泊費・食事代は自己負担。

(出所) 大連市政府の公開情報及びヒアリングを基にジェトロ大連事務所作成

外国から大連への渡航時の隔離規定(2)

2021年10月27日現在



※最終目的地が大連以外の都市の場合

大連口岸（空港等）から入境し、14日間の集中隔離による医学観察を完了し、かつ関連検査の結果に異常が見られず、次の目的地を他の都市としている者で、大連を出発する有効な航空券（乗車券、乗船券）の証書を提供できる場合は、専用的人员・車両で空港（駅、埠頭）に輸送し、専用の通路を通過して搭乗（乗車、乗船）する。大連を出発する有効な搭乗券（乗車券、乗船券）等の証書を提示できない者は、大連を離れる具体的な手配ができるまでの間、集中隔離ホテルにおいて引き続き隔離され、上述の手順にしたがって大連を出発するものとする。

なお、最終目的地の都市により、大連にて21日間の集中隔離が求められる場合がある。最終目的地は北京の場合、必ず21日間の集中隔離しなければならない。渡航前に現地（大連）受入機関を通じて（P.5問い合わせ先）最新状況を確認することが望ましい。また、最終目的地での隔離規定の有無は最終目的地への事前確認が望ましい。

※渡航者全員に対する検査

14日間の集中隔離期間においては、2回のPCR検査と1回の血清抗体検査を行うものとし、期間中の2回目のPCR検査と血清抗体検査は14日目に実施する。関連費用は自己負担となる。

※大連を訪問、または大連に戻る入国者で、上述の規定に基づいてありのままの報告を行わず、そのことで疫病の感染伝播がもたらされた場合は、公安機関が法的責任を追及する。

(注1) 2020年3月28日0時から現在有効な訪中査証や居留許可を有する外国人の中国への入国が暫定的に停止され、9月28日0時から有効な三種類の居留許可を有する外国人の入境が許可された。詳細は本資料6～8ページをご参照。

(注2) 当日中に乗り続き便で大連から他地域に移動することはできない。（必ず大連で14日間の集中隔離を受けなければならない。）

(注3) 隔離時の宿泊費・食事代は自己負担。

(出所)大連市政府の公開情報及びヒアリングを基にジェトロ大連事務所作成

外国から大連への渡航時の隔離規定(3)

2021年10月27日現在



中国の他の都市を経由して大連に到着し、自主的に届け出を行っておらず、調査を経てそれが発覚した者は、所属地の防疫指揮部が直ちにPCR検査を一度実施する。すでに最初の入境地（大連市以外の都市）で14日間の集中隔離による医学観察を終えている者は、最終目的地となる大連の所在地またはコミュニティーで7日間の集中隔離と7日間の社区健康観察を実施する。最初の入境地で21日間の集中隔離を終えている場合は、大連到着後、7日間の社区健康観察を実施する。（「一人一戸」の在宅隔離条件に符合しない場合は依然として7日間の集中隔離を行う）。

- 「21日+7日」の隔離を終え、隔離解除証明書とPCR検査結果証明書（陰性）を持って、大連で自由に移動可能。
 - 隔離解除後の移動に関し大連市政府への事前申告は必要ない。
- 【問い合わせ先】中国語対応：182-4206-5072
日本語対応：159-4110-1783

目的地における隔離の必要性及びPCR検査結果証明書（陰性）の提示の必要性について、目的地に確認する必要がある。遼寧省「遼事通」健康コードと目的地健康コードとの互換性を確認し、互換性がない場合は、当該地域の健康コードを新たに申請する必要がある。なお、目的地で大連での居住地（ホテル等）の14日間隔離証明書や会社からの証明書等を求められる場合もあり、併せて確認する必要がある。

大連から入国した者が21日間の集中隔離を実施する期間、健康コードは原則「赤」になる。21日間の集中隔離が解除された後、7日間の社区による健康観察期間中は、健康コードはなおも「黄色」のままであり、人が密集する場所への立ち入りが制限される。社区による健康観察が終了した後、健康コードは「黄色」から「緑色」になる。

(注) 2020年3月28日0時から現在有効な訪中査証や居留許可を有する外国人の中国への入国が暫定的に停止され、9月28日0時から有効な三種類の居留許可を有する外国人の入境が許可された。詳細は本資料6～8ページをご参照。

(注2)検査費と隔離時の宿泊費・食事代は自己負担。

(出所)大連市政府の公開情報及び大連市政府ホットライン(肺炎感染防止・抑制指揮部)へのヒアリングを基にジェットロ大連事務所作成

外国から大連への渡航時の隔離規定(4)

2021年10月27日現在

※外国人の中国への入国を暫定的に停止する公告

- 公布部門：中国外交部、国家移民管理局
- 公布日：2020年3月26日
- 施行日：2020年3月28日午前0時

■ 内容：

現在有効な訪中査証や居留許可を有する外国人の中国への入国を暫定的に停止

<その他、同公告により影響を受ける査証>

APECビジネス・トラベル・カードを有する外国人の入国が暫定的に停止となるほか、寄港地査証、24時間、72時間、144時間のトランジット査証免除、海南入境査証免除、上海クルーズ船査証免除、香港・マカオ地域の外国人が団体で広東に入国する際の144時間査証免除、ASEANからの団体旅行の広西入境査証免除などの政策も暫定的に停止。

<同公告により影響を受けない査証>

- ① 外交、公務、礼遇、C（乗務員）の査証
- ② 外国人が訪中して必要な経済貿易、科学技術等の活動に従事する場合、及び、緊急の人道主義の必要がある場合には、中国の在外公館に査証を申請することができ、外国人が同公告以降に発給される査証を有して入国する場合は影響を受けない。

■ 公告原文

https://www.fmprc.gov.cn/web/wjbxw_673019/t1761858.shtml?from=singlemessage&isappinstalled=0



(出所) 同公告原文及び在中国日本国大使館ウェブサイトを基にジェトロ大連事務所作成

外国から大連への渡航時の隔離規定(5)

2021年10月27日現在

**※有効な三種類の居留許可を有する場合には招聘状なしで査証申請が可能
その他の場合は省級人民政府からの招聘状が必要**

駐日中国大使館「訪中査証申請の受理条件に関する通知の公布」(2020-8-22)

■中日双方の人員往来を更に便利にするため、国内主管部門の通知に基づき、当面、以下の状況に該当する場合には、中国ビザ申請サービスセンター(東京、大阪、名古屋)または査証代行申請を受け付けていない長崎・福岡・札幌・新潟の各総領事館に対して査証を申請できる。

1. 2020年8月22日0時以降、中国側に関連する有効な居留許可(工作類、私人事務(私的事務)類、团聚(家族滞在)類)を持つ日本国籍の者であり、訪中事由と保有する居留許可とが一致している。
2. 有効な工作、私的事務、または家族滞在の居留許可を有していないが、既に目的地の省級人民政府の外事弁公室または商務庁等からの招聘状(招聘状(PU))、「招聘状(TE)」または「招聘査定書(邀请核实单)」を取得し、訪中して経済貿易、科学技術等に関する活動に従事する予定の申請者並びに随行する配偶者および未成年の子女。
3. 有効な工作、私的事務、または家族滞在の居留許可を有していないが、既に「外国人工作許可通知」及び任職所在地の省級人民政府の外事弁公室または商務庁等からの招聘状(「招聘状(PU)」、「招聘状(TE)」または「招聘査定書(邀请核实单)」)を取得し、訪中して就業する予定の申請者並びに随行する配偶者および未成年の子女。
4. 以下の人道上の理由により訪中する必要がある者
 - (1) 危篤・重症の直系親族(両親、配偶者、子女、祖父母、孫(子女)、外孫(子女))の見舞い、直系親族の葬儀に関わる場合、病院の証明書または死亡証明書、親族関係証明(出生証明書、婚姻証明書、戸籍簿、派出所の親族証明書、親族関係公証書、戸籍謄本等)のコピー、及び中国国内親族の招聘状及び招聘者の身分証のコピーを提出する必要がある。
 - (2) 中国公民(または中国永久居留証を保持する外国公民)の外国籍の配偶者および未成年の子女が同居するために訪中する必要がある場合、当該中国公民(または中国永久居留証を保持する外国公民)が発行した招聘状、招聘者の身分証または永久居留証のコピー、及び親族関係証明(出生証明書、結婚証明書、戸籍簿、派出所の親族証明書、親族関係公証書等)のコピーを提出する必要がある。
 - (3) 中国籍の父母の世話または扶養のため、外国籍の子女並びに配偶者及び未成年の子女が訪中する場合、当該中国公民が発行した招聘状、招聘者の身分証コピー及び親族関係証明(出生証明書、結婚証明書、戸籍簿、派出所の親族証明書、親族関係公証書等)のコピーを提出する必要がある。
5. C字乗務ビザを申請する者

注意事項:

1. 2020年9月1日より、中国査証申請サービスセンター(東京、大阪、名古屋)または査証代行申請を受け付けていない長崎・福岡・札幌・新潟の各総領事館で申請するに際しては、全ての申請者は事前にオンラインで書式に記入し、オンラインで予約しなければならない。査証センター及び関連する領事館は、オンラインでの書式への記入と予約を完了した査証申請のみを受け付け、旧版の申請書式は受け付けない。
2. 有効な中国の居留許可(工作類、私人事務類、团聚類)を持つ日本国籍の者は、査証申請時に、査証申請書、査証申請健康承諾書に記入しなければならず、招聘状その他の資料は不要。以上は臨時の措置であり、変更がある場合は最新の通知を發布する。

(注) 上記は参考訳であり、参照の際は以下の原文を併せてご参照いただきたい。

(出所)駐日中国大使館の公告を基にジェトロ大連事務所作成

<http://www.china-embassy.or.jp/chn/lsws/t1808316.htm>



外国から大連への渡航時の隔離規定(6)

2021年10月27日現在

※有効な三種類の居留許可を有する外国人の入境を許可することに関する公告

- 公布部門：中国外交部、国家移民管理局
- 公布日：2020年9月23日
- 施行日：2020年9月28日午前0時

■ 内容：

- ① 中国の商務（工作）、私人事務及び家族訪問（团聚）の有効な居留許可を有する外国人の入境を許可し、新たな査証申請を不要とする。
- ② 居留許可の有効期限が過ぎている場合は、当該居留許可と関連資料により査証を申請できる。

■ 公告原文

現在の新型コロナウイルス感染症の情勢及び予防・コントロールの必要に基づき、2020年3月26日に外交部と国家移民管理局が連名で発表した「有効な訪中査証、居留許可を有する外国人の入境を暫定的に停止することに関する中華人民共和国外交部、国家移民管理局の公告」の一部の措置に関し、以下のとおり調整する。

2020年9月28日0時から、中国の商務（工作）、私人事務及び家族訪問（团聚）の有効な居留許可を有する外国人の入境を許可することとし、関連の者は新たに査証申請をする必要はなくなる。外国人が2020年3月28日0時以降に期限が過ぎた上述の三種類の居留許可を有している場合には、当該居留許可の所持者が訪中する事由に変更がないとの状況下であれば、期限が過ぎた居留許可と関連資料により、中国の在外大使館・総領事館に相応する査証を申請し、入境することができる。上述の者は中国側の防疫管理規定を厳格に遵守しなければならない。

3月26日の公告のその他の措置は引き続き実施する。中国側は防疫・安全が確保されるとの前提の下、中国と外国の間の人の往来を徐々に秩序正しく回復させる。

（注）居留許可の有効期限が過ぎている場合にどのような資料により査証申請ができるかは本公告で明示されていないため、駐日中国大使館、総領事館に問い合わせされることを推奨。

（出所）同公告原文及び在中国日本国大使館ウェブサイトを基にジェトロ大連事務所作成
https://www.fmprc.gov.cn/web/wjbxw_673019/t1817369.shtml



日本から大連への渡航時の関連規定(1)

2021年10月27日現在

駐日中国大使館「日本から中国へ行く乗客へお知らせ 搭乗に「健康コード」が必要になります」(2020-11-27) (1/4ページ)

2020年12月1日(当日を含む)から、日本から中国に行く中国籍・外国籍の乗客は、搭乗2日前以内(検体採取日から起算)に新型コロナウイルスPCR検査陰性証明及び血清特異性IgM抗体検査(以下、抗体検査)を行い、**ダブル陰性証明を取得することが必要になります**。そして、ダブル陰性証明で中国駐日本大使館・総領事館に“HS”または“HDC”マークのグリーン健康コードを申請し、コードの有効期間内に飛行機に搭乗してください。これまでの紙媒体の陰性証明による搭乗の方式は12月1日以降(当日を含む)通用しませんのでご注意ください。

検査要件:

搭乗**2日前以内**に中国駐日本大使館・総領事館指定のダブル検査機関(P.16参照)にて、PCR検査及び抗体検査を受け各1回検体採取・検査を行い、大使館・総領事館指定フォーマットのダブル陰性証明(紙媒体)を取得してください。

検査日とは検体採取日を指し、その日から起算しますのでお間違いのないようお願いいたします。仮に、12月1日に検査(検体採取)をした場合、フライトは12月3日(終日)より後になってはいけません。反対に、フライトが12月3日の場合、12月1日(終日)が最も早い検体採取のタイミングになります。

(出所)駐日中国大使館の公告より抜粋

<http://www.china-embassy.or.jp/jpn/sgxw/t1836108.htm>



日本から大連への渡航時の関連規定(1)

2021年10月27日現在

駐日中国大使館「日本から中国へ行く乗客へお知らせ 搭乗に「健康コード」が必要になります」(2020-11-27) (2/4ページ)

健康コードの申請・受取方法

(1) 中国籍の乗客

中国籍の場合、ダブル陰性証明を取得後、直ちに“防疫健康コード国際版”のWeChatミニプログラム（微信小程序）またはネット版を開き、受診したダブル検査機関を選択し、健康状態等を入力、最後にダブル陰性証明をアップロードしてください。中国駐日本大使館・総領事館の確認完了後、“HS”マークのグリーン健康コードを取得できます。

防疫健康码国际版小程序二维码



(出所)駐日中国大使館の公告より抜粋

<http://www.china-embassy.or.jp/jpn/sgxw/t1836108.htm>



日本から大連への渡航時の関連規定(1)

2021年10月27日現在

駐日中国大使館「日本から中国へ行く乗客へお知らせ 搭乗に「健康コード」が必要になります」(2020-11-27) (3/4ページ)

(2) 外国籍の乗客

外国籍の場合、ダブル陰性証明を取得後、直ちに専用サイト

(<https://hrhk.cs.mfa.gov.cn/H5/>)、または下記QRコードにて、アカウント登録をし、受診したダブル検査機関を選択し、健康状態等を入力、最後にダブル陰性証明をアップロードしてください。中国駐日本大使館・総領事館の確認完了後、“HDC”マークのグリーン健康コードを取得できます。



(出所)駐日中国大使館の公告より抜粋

<http://www.china-embassy.or.jp/jpn/sgxw/t1836108.htm>



日本から大連への渡航時の関連規定(1)

2021年10月27日現在

駐日中国大使館「日本から中国へ行く乗客へお知らせ 搭乗に「健康コード」が必要になります」(2020-11-27) (4/4ページ)

注意事項

- (1) 成田空港PCRセンターは12月1日より日本を出発地とする乗客を対象にPCR検査及び血清IgM抗体検査の2つの検査サービスを開始します。12月1日前、同センターはご利用できませんのでご注意ください。同センターを利用したい場合、センターの公式サイトまたは電話にて2日前までに必ず予約を取ってください。その際、センターに対し、中国大使館・総領事館指定フォーマットのダブル陰性証明が必要であることも忘れずに伝えておきましょう。
- (2) 移動中の感染リスクを抑えるため、駐日本大使館・総領事館は原則として日本を出発し、第3国(地域)を経て中国に行く乗客に対し健康コードを付与しません。直行便にて訪中するようお願いいたします。
- (3) 日本の空港には現時点、経由・乗継客を対象としたPCR検査及び抗体検査のサービスがありません。そのため中国を最終目的地とした日本での経由・乗継はできませんのでご注意ください。経由・乗継におけるトラブル(空港内足止め、送還等)はご自身の責任となります。
- (4) 駐日本大使館・総領事館は乗客に対し事実に基づく個人情報の入力及び事実に基づき有効であるPCR検査・抗体検査の報告を求めます。もし、故意に病状を隠したり、虚偽の検査報告をしている場合には、法的責任を負っていただきます。検査後はできるだけ外出しないようにしてください。
- (5) 大使館・総領事館の健康コードのチェックには一定の時間がかかりますので、スムーズに搭乗できるよう可能な限りフライトの前日夜8時前までにダブル陰性証明をアップロードしてください。12月1日より前のフライトの乗客は、ダブル陰性証明原本及びコピーを持って搭乗してください。健康コードの申請は必要ありません。大使館・総領事館の迅速なチェック業務にご協力いただけますようお願いいたします。
- (6) ご搭乗の際、ダブル陰性証明の原本を持ち歩くことがお勧めです。

(出所)駐日中国大使館の公告より抜粋

<http://www.china-embassy.or.jp/jpn/sgxw/t1836108.htm>



日本から大連への渡航時の関連規定(2)

2021年10月27日現在

駐日中国大使館「日本から中国へ渡航される方へ 健康コード申請要件変更のお知らせ」 (2021-03-01) (1/3ページ)

新型コロナウイルスの影響で、海外旅行による感染リスクが大変高くなっています。駐日中国大使館では皆様に「不要不急の海外旅行は控えるよう」お願いしております。

中国に渡航する際に必要な健康コードの申請要件に変化がありますので、以下の内容にご注意ください。

1. 直行便にて訪中するようお願いいたします。日本から第三国・地域(中国台湾・香港・マカオを含む)を経由し、中国に行く方には健康コードが発行しません。健康コード申請の際、パスポート、ビザ・居留許可、住民票や航空券の予約証明等も検査証明と一緒にご提出ください。
2. 日本の空港には経由・乗継客を対象としたPCR検査及び抗体検査のサービスがありません。そのため中国を最終目的地とした日本での経由・乗継はできませんのでご注意ください。経由・乗継におけるトラブル(空港内足止め、送還等)はご自身の責任となります。もし第三国から日本への乗り継ぎで中国に行く場合は、日本の防疫政策を守り、14日間の自主隔離後中国へ出発してください。健康コードを申請する際に日本入国スタンプと航空券の予約証明と一緒にご提出ください。

(出所)駐日中国大使館の公告より抜粋

<http://www.china-embassy.or.jp/jpn/sgxw/t1857462.htm>



日本から大連への渡航時の関連規定(2)

2021年10月27日現在

駐日中国大使館「日本から中国へ渡航される方へ 健康コード申請要件変更のお知らせ」 (2021-03-01) (2/3ページ)

3. 新型コロナ感染者やPCR検査、抗体検査のいずれで陽性と判明された方は、居住地の中国大使館・総領事館にお知らせください。健康コードを申請する際下記の資料をまとめてご提出ください。

①居住地の病院で肺のCT検査またはX線検査を行い、診断証明書(肺に異常なしまたはコロナ感染が完治していると記載)及び、2回のPCR検査を行い(検査日時は24時間以上空けること)、陰性証明書を提出すること。

②上記①の後、少なくとも14日間は自主隔離をし、健康状態に異常がないことをご確認の上、「自主隔離承諾書」(P.15参照)にサインして提出すること。

③搭乗2日前以内(検体採取日から起算)に中国駐日本大使館・総領事館指定の検査機関で新型コロナウイルスPCR検査及び血清特異性IgM抗体検査を行い、ダブル陰性証明を取得して提出すること。

4. ワクチン接種が原因で、抗体検査に陽性結果が出た方は、健康コードを申請する際に検査証明とワクチン接種証明書をご提出ください。

5. 日本から船舶(乗り継ぎ含む)で中国に行く国際船舶の船員は、乗船の2日前以内に中国大使館指定の検査機構でPCR検査とIgM抗体検査を受け、ダブル陰性証明でご乗船ください。大使館に健康コード申請の必要はありません。不要不急の乗り継ぎ、下船はお控えください。

(出所)駐日中国大使館の公告より抜粋

<http://www.china-embassy.or.jp/jpn/sgxw/t1857462.htm>



日本から大連への渡航時の関連規定(2)

2021年10月27日現在

駐日中国大使館「日本から中国へ渡航される方へ 健康コード申請要件変更のお知らせ」 (2021-03-01) (3/3ページ)

中国へ渡航する方は、『最新:日本から中国へ行く乗客へお知らせ 搭乗に「健康コード」が必要になります』(P.9-12参照)及び『駐日大使館・総領事館指定検査機関リストの更新について』(P.16参照)の内容を踏まえた上、健康コードの申請を行ってください。

検査後は自宅で自主隔離をし、特に外出や外食はお控えください。健康コードの申請期限を守り、検査証明に連絡先をご記入ください。

駐日中国大使館からの最新情報にご留意ください。

(注)自主隔離承諾書

<http://www.china-embassy.or.jp/jpn/lfsu/bgxz/P020210301532238224729.pdf>

(出所)駐日中国大使館の公告より抜粋

<http://www.china-embassy.or.jp/jpn/sgxw/t1857462.htm>



日本から大連への渡航時の関連規定(3)

2021年10月27日現在

駐日中国大使館「駐日大使館・総領事館指定検査機関リストの更新について」 (2021-01-07) (1/2ページ)

《駐日大使館・総領事館PCR検査機関リスト》

- 1、駐日本大使館管轄地域ダブル検査機関
- 2、駐大阪総領事館管轄地域ダブル検査機関
- 3、駐福岡総領事館管轄地域ダブル検査機関
- 4、駐札幌総領事館管轄地域ダブル検査機関
- 5、駐長崎総領事館管轄地域ダブル検査機関
- 6、駐名古屋総領事館管轄地域ダブル検査機関
- 7、駐新潟総領事館管轄地域ダブル検査機関

大使館・総領事館名称	管轄地域
駐日本大使館	東京、神奈川、千葉、埼玉、長野、静岡、群馬、栃木、山梨、茨城
駐大阪総領事館	大阪、京都、兵庫、奈良、和歌山、滋賀、愛媛、高知、徳島、香川、広島、岡山、鳥取、島根
駐札幌総領事館	北海道、青森、秋田、岩手
駐福岡総領事館	福岡、佐賀、大分、熊本、鹿児島、宮崎、沖縄、山口
駐長崎総領事館	長崎
駐名古屋総領事館	愛知、岐阜、福井、富山、石川、三重
駐新潟総領事館	新潟、山形、宮城、福島

(出所)駐日中国大使館の公告より抜粋

<http://www.china-embassy.or.jp/jpn/sgxw/t1844962.htm>



日本から大連への渡航時の関連規定(3)

2021年10月27日現在

駐日中国大使館「駐日大使館・総領事館指定検査機関リストの更新について」 (2021-01-07) (2/2ページ)

注意事項

- 1、検査証明取得後、その場を直ちに去るのではなく、必ずその場で個人情報及び検査機関情報（医師の署名・印、機関印）等がすべて誤りなく記載されているかご確認してください。
- 2、健康コード申請時、申請内容と紙媒体の検査証明の情報が必ず一致するよう注意してください。写真のアップロードには、検査証明原本全体がクリアに写っているものを使用してください。
- 3、もし、申請者が旅券にあたるものを複数所有している場合、下記要領に従い証明書情報（證件信息）を記入してください。
 - ①外国パスポートと旅行証を同時に持っている場合、旅行証の番号を記入し、国籍は中国としてください。
 - ②台湾地区居民の場合、台湾居民来往大陸通行証（台胞証）または旅行証の番号を記入してください。
 - ③香港、マカオ特区居民の場合、特区パスポート、旅行証、香港マカオ居民来往内地通行証（回鄉証）の番号のどれか1つを記入してください。
- 4、唾液及び指先採血による検体採取、郵送による検体提出、検査報告の偽造・虚偽、故意による病状の隠ぺい等の行為を固く禁じます。発見された場合には、大使館及び中国国内関連部門が法に則り、関係者の法的責任を厳しく追及します。3歳（36か月）以下の乳幼児の検体採取方法については検査機関指定の方法に従ってください。
- 5、検査後は自宅にて自主隔離をし、外出や外食、買い物等“三密”となる高リスク行為を避け、検査後に感染することがないように注意してください。検査機関への行き帰り、空港への道すがら、帰国の道中においては、感染防止対策を徹底し、可能な限り公共交通機関の利用は控えてください。

(出所)駐日中国大使館の公告より抜粋

<http://www.china-embassy.or.jp/jpn/sq/xw/t1844962.htm>



中国国内移動時の隔離規定

2021年10月27日現在

国内
他
地
域

大
連

■重点地域（最新の公布された全国の高中リスク地区）からの移動者は大連到着後>

※大連市が指定する施設で14日間の集中隔離を行う。その間、PCR検査を2回行う。

大連到着前の14日以内に上記の重点地域に滞在歴がある場合は、大連に到着する前に本人或いは親族等を通じて自発的に目的地の社区と企業に健康申告を行う必要がある。

全国の高中リスク地区（2021年10月27日9時公布）：

<高リスク>

北京市

昌平区北七家鎮 宏福苑社区

内モンゴル自治区

阿拉善盟額濟納旗達来呼布鎮鎮区

<中リスク>

甘肅省

兰州市城関区雲祥小区、雁北路天慶麗舍小区、東湖小区

張掖市甘州区錦綉嘉苑（梁家墩鎮六号村）、龍王庙小区

内モンゴル自治区

錫林郭勒盟二連浩特市錫林社区、西城社区、額仁社区

阿拉善盟阿拉善左旗巴彦浩特鎮新華街道、呼和浩特市金川開發区碧水藍山小区、新城区華侨新村小区

貴州省

遵义市汇川区仁和苑小区、東方湘江湾小区

宁夏

銀川市金鳳区森林半島小区、興慶区太陽都市花園小区、西夏区物華興洲苑小区

北京市

昌平区東小口鎮森林大第家園社区

山東省

日照市五蓮県洪凝街道学府壹号小区

日本に帰国/入国する際の関連規定 (1)

2021年10月27日現在

厚生労働省「全ての入国者（日本人を含む。）は、出国前72時間内の検査証明書を提出しなければなりません。」（2021-3-9）（1/3ページ）

- 検査証明書を提出できない方は、検疫法に基づき、**日本への上陸が認められません。**
- 出発国において搭乗前に検査証明書を所持していない場合には、航空機への搭乗を拒否されます。
- 検査証明書の取得が困難かつ真にやむを得ない場合には、出発地の在外公館にご相談ください。
- 本措置は、2021年3月19日以降に入国される方に対して実施いたします。

1. 検査証明書は以下の条件を満たすものに限り有効

- (1) 検体採取日から搭乗便の出発予定時刻まで72時間以内であること
- (2) 所定のフォーマットを使用すること（詳しくは厚生労働省ウェブサイトをご参考ください。所定フォーマットはこちらからダウンロードできます。）



(出所)厚生労働省の公告より抜粋

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html



日本に帰国/入国する際の関連規定 (1)

2021年10月27日現在

厚生労働省「全ての入国者（日本人を含む。）は、出国前72時間内の検査証明書を提出しなければなりません。」（2021-3-9）（2/3ページ）

2.検査方法は以下のいずれに限り有効

核酸増幅検査	その他
■ real time RT-PCR法 real time reverse transcription PCR	■ 次世代シーケンス法 Next Generation Sequence
■ LAMP法 Loop-mediated Isothermal Amplification	■ 抗原定量検査 Quantitative Antigen Test* (CLEIA) ※ 抗原定性検査ではない。
■ TMA法 Transcription Mediated Amplification	
■ TRC法 Transcription Reverse-transcription Concerted reaction	
■ Smart Amp法 Smart Amplification process	
■ NEAR法 Nicking Enzyme Amplification Reaction	

3.検体採取方法は以下のいずれに限り有効

- 鼻咽頭ぬぐい液
- 唾液

(出所)厚生労働省の公告より抜粋

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html



日本に帰国/入国する際の関連規定 (1)

2021年10月27日現在

厚生労働省「全ての入国者（日本人を含む。）は、出国前72時間内の検査証明書を提出しなければなりません。」（2021-3-9）（3/3ページ）

検査方法と採取検体は任意の組み合わせが可能となります。上記の条件に適合しているかについては、受検する医療機関等へお問い合わせください。また、検査法として抗原定性検査、採取検体として咽頭ぬぐい液（Pharyngeal swab、Oral Swab）は有効ではないのでご注意ください。

検査証明の様式は、出国前72時間（検体採取から搭乗予定航空便の出発時刻までの時間）以内に検査を受けて取得した、所定のフォーマット（日本語、英語）を使用してください。所定のフォーマットによる検査証明発行に対応する医療機関がない場合には、任意のフォーマットの提出も可としますが、上記の「検査証明書へ記載すべき内容」が満たされている必要があります。

医療機関・医師名、印影については、必ずしも各国で取得できない事情があることから、検疫官の判断により、有効な証明とみなすことがあります。

(出所)厚生労働省の公告より抜粋

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html



日本に帰国/入国する際の関連規定 (2)

2021年10月27日現在

日本の水際対策措置の強化 (1/5ページ)

●日本に入国する際の水際対策が強化されています。検査証明書の不備により出発地（大連）で搭乗拒否となるケースが発生していますので、日本に帰国される方は以下の点に注意してください。

(1) フォーマットは、原則として厚生労働省指定のフォーマットを利用してください。「検査申告書」を使用する場合、検査証明書原本と「検査申告書」の内容が一致している必要があります。

(2) 有効な検体、検査方法が記載されていること。特に、検体の種類は「鼻咽頭ぬぐい液」のみとなっています。喉から採取した「咽頭ぬぐい液」のほか、鼻から採取したもので「鼻腔ぬぐい液」、「鼻腔・咽頭ぬぐい液」など、「鼻咽頭」でないものは不可です。

(3) 「検体採取日時」が出国前の72時間前以内である必要があります。結果判明日時ではありません。

●要件を満たしている検査証明を所持していない場合は、出発地（大連）において航空機への搭乗を拒否されることとなります。詳細については、厚生労働省ホームページをよく確認し内容を理解するようにしてください。

(出所) 在瀋陽日本国総領事館 在大連領事事務所「注意喚起：日本に入国する際の検査証明書について」、2021年4月25日付より抜粋

日本に帰国/入国する際の関連規定 (2)

2021年10月27日現在

日本の水際対策措置の強化 (2/5ページ)

1、概要

日本政府は、日本に入国する全ての人（日本人を含む）について、3月19日以降の入国に際し、出国前72時間以内の検査証明を所持していない場合は、検疫法に基づき日本への上陸を認めない措置を講じています。この措置により、要件を満たしている検査証明を所持していない場合は、出発国において航空機への搭乗を拒否されることとなります。**4月19日以降、検査証明の確認が厳格化されていますので特に注意してください。**

○当事務所ホームページ (3月17日)

https://www.dalian.cn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00164.html



2 検査証明書のフォーマットについて

(1) 原則として、**厚生労働省指定のフォーマット**を利用してください。

(2) 中国の医療機関が英語で発行する証明書を利用することも可能ですが、下記の項目がすべて記載されていることが必要です。

(ア) 人定事項：氏名、パスポート番号、国籍、生年月日、性別。

(イ) COVID-19の検査証明内容：検査法、採取検体、検査結果、検体採取日時、検査結果決定年月日、検査証明交付年月日。

(ウ) 医療機関の情報：医療機関名、住所、医師名、医療機関印影

(出所) 在瀋陽日本国総領事館 在大連領事事務所「注意喚起：日本に入国する際の検査証明書について」、2021年4月25日付より抜粋

日本に帰国/入国する際の関連規定 (2)

2021年10月27日現在

日本の水際対策措置の強化 (3/5ページ)

2、検査証明書のフォーマットについて

(3) 中国語で記載された「検査証明」に基づき、「検査申告書」を記入することでも可ですが、必要事項が「検査証明」に記載されていることはもちろん、「検査証明」と「検査申告書」の内容が一致していない場合は、搭乗拒否となります。

○「検査申告書」フォーマット：

「検査申告書」の様式は、外務省HPに掲載された所定のフォーマット
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100119502.pdf>) を使用し、現地検査
機関が発行した「検査証明」(医療機関印影又は医師の署名が必要)を添付して下
さい(「検査申告書」は、中国から本邦に入国する場合に限り使用されるもので、他国・地域
から入国する場合には使用できませんのでご注意ください)。



(出所) 在瀋陽日本国総領事館 在大連領事事務所「注意喚起：日本に入国する際の検査証明書について」、
2021年4月25日付より抜粋

日本に帰国/入国する際の関連規定 (2)

2021年10月27日現在

日本の水際対策措置の強化 (4/5ページ)

3、検体および検査方法について

検査証明書には、厚生労働省が指定する有効な検体、検査方法が記載されていることが必要です。以下の点に不備があると搭乗拒否となりますので、十分注意してください。

(1) 検体について

検体の種類は、「**鼻咽頭ぬぐい液 (Nasopharyngeal Swab)**」に限ります。(唾液 (Saliva) も認められますが中国ではほとんど実施されていません。)

喉から採取した「咽頭ぬぐい液 (Throat Swab)」は認められません。このほか、鼻から採取した検体であっても、「鼻腔ぬぐい液 (Nasal Swab)」、「咽頭及び鼻腔 (Nasal and Throat)」など、「鼻咽頭」でない場合は搭乗拒否となります。

(2) 検査方法について

「核酸増幅検査 (RT-PCR法)」など、有効な検査方法が具体的に記載されていることを確認してください。

4、検査の時間について

検査証明書は、「**中国からの出国前72時間以内**」に取得する必要があります。すなわち、「**検体採取が出国前 (航空便の出発時刻) の72時間以内**」ということであり、「結果判明が出国前の72時間以内」ということではありませんので注意してください。

(出所) 在瀋陽日本国総領事館 在大連領事事務所「注意喚起：日本に入国する際の検査証明書について」、
2021年4月25日付より抜粋

日本に帰国/入国する際の関連規定 (2)

2021年10月27日現在

日本の水際対策措置の強化 (5/5ページ)

5、大連における検査機関について

在大連事務所が把握しているところでは、現在のところ、大連市内で上記に対応可能な検査機関は以下のとおりです。

- ・ 友誼医院 (英文証明書を発行)

住所：大連市中山区三八広場8号 電話：(0411)8271-7393

- ・ 大連百諾医学検験実験室有限公司 (厚生労働省指定フォーマットで対応可)

住所：大連市高技産業園区火炬路43号 電話：183-4226-0329

6、今後、国内外の状況にかんがみ、上記取扱いが変更される可能性がありますので、最新情報に注意してください。

【参考】

○外務省ホームページ「新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に係る措置について」

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html

○厚生労働省ホームページ「水際対策に係る新たな措置について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

○厚生労働省ホームページ「検査証明書の提示について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html



(出所) 在瀋陽日本国総領事館 在大連領事事務所「注意喚起：日本に入国する際の検査証明書について」、
2021年4月25日付より抜粋

大連市で求められる関連コード

2021年10月27日現在

1

遼事通健康コード

■ 操作ガイド(中国語)



■ 登録用アプリのQRコード



【微信小程序】

又は



【APP下载】

※WeChatインストール
なしの場合

2

国務院利用者側疫情防控行程カード

■ 操作ガイド(中国語)



■ 登録用アプリのQRコード



疫情防控
行程卡

(注)2020年7月20日より、大連市健康コードは使用停止となり、遼事通健康コードの使用が求められる。大連市の公共施設や宿泊施設を利用する際、遼事通健康コード(緑色)に加えて、「国務院利用者側疫情防控行程カード」の提示が求められるとされている。中国で登録した本人名義の携帯電話の番号があれば外国人も登録可能。

参考資料

■大連市新型コロナウイルスによる肺炎感染防止・抑制と経済社会発展の統括推進総指揮部
令第17号（2021年1月26日発布）

https://www.dl.gov.cn/art/2021/1/26/art_460_516322.html



■3月16日より、中国国内低リスク地域から北京へ移動する場合のPCR検査結果証明書（陰性）の提出義務は取り消された。（2021年3月13日発布）

https://www.dl.gov.cn/art/2021/3/13/art_460_532560.html



■大連市新型コロナウイルスワクチン全民接種に関する公告（2021年4月23日発布）

https://www.dl.gov.cn/art/2021/4/23/art_460_578185.html



■新型コロナウイルス対策に関する大連市政府ホットライン(肺炎感染防止・抑制指揮部)

TEL:0411-8890-0000（中国語対応のみ）

■外国人管理政策方面その他、新型肺炎に関する相談・質問窓口（外事弁ホットライン/日本語対応）

TEL: 159-4110-1783（24時間） 0411-8363-2319（08:30-17:30）